

第2回 東留守家庭児童育成室 運営業務委託説明会 要旨

平成30年10月26日(金)

東留守家庭児童育成室

【吹田市出席者】 落 地域教育部次長
林 放課後子ども育成課課長、佐々木 同主幹、藤井 同主幹
山下 同主査、大西 同主査（書記）

【吹田市より配付資料の説明】

（保護者）

吹田市立留守家庭児童育成室委託事業者選定等委員会（以下、「選定等委員会」という。）の特別委員（保護者代表）の定員は2名ですが、これを増員することはできないのですか。できないとすれば、その理由は何ですか。

（吹田市）

選定等委員会につきましては、「執行機関の附属機関に関する条例」という吹田市の条例に基づく審議会という位置付けで、条例上で一定割合以上の利害関係を有していない第三者から意見を聴取することが求められており、同条例に基づく吹田市の他の審議会との均衡を保つ必要性からも、特別委員は2名以内としております。定員増は困難であると存じます。

（保護者）

新旧指導員間の引継ぎ（引継ぎ保育）における契約不履行の条件を教えてください。

（吹田市）

仕様書に記載されている、「2月～3月の間で20日以上」など、引継ぎ保育にあてるべき日数等の条件が守られているかどうかで、契約が正しく履行されているかを判断いたします。

（保護者）

1日あたりの時間については決まりがないのですよね。そうすると、少しの時間だけ顔を出してすぐに帰ったとしても1日にカウントされ、結果として「20日以上」を満たしていても、全く中身の薄い、表面上のみの引継ぎになってしまう恐れがあるのではないですか。

（吹田市）

日数のみでなく、引継ぎの内容が適切かどうか、市としてしっかりと吟味していく所存です。

（保護者）

引継ぎ日程の中に、新しい指導員が全員揃って引継ぎにあたるべき日を組み込んでいますか。誰か一人でも来れば、「1日」という扱いなのですか。

（吹田市）

クラスごとに最低1名が20日以上引継ぎを実施するよう求めており、それぞれのクラス担当は、必ずしも毎回同じ日に来るわけではありませんから、結果として引継ぎの延べ日数は20日より多くなると思われれます。

毎回、クラス担任になる予定の指導員が来るのが理想ですが、現に事業所で保育業務に従事している者が、元々の仕事をこなしながら引継ぎ業務も兼務していくとなると、20日間すべてでクラス担任が引継ぎ業務に従事することは、現実的には難しいので、クラス担任以外の者が引継ぎにあたることも認めています。ただし、20日のうち、少なくとも

半数以上はクラス担任が出席するように求めています。

なお、引継ぎの内容については、実際の保育の中で個々の児童と直接関わっていくことがメインとなることはもちろんですが、育成室ごとに培ってきた保育の方針や取り組んできた行事、また書類作成等も含む日々の運営手順等も大事ですので、そういった事務的な引継ぎに関しては、児童が登室する前の午前中に行うこともあります。

(保護者)

引継ぎ保育の内容・ボリューム・進め方等に関して、今の指導員との連携はあるのですか。

(吹田市)

引継ぎ保育の実施時期は、卒室式の準備等、年度末に向けて忙しい時期に重なり、引継ぎに時間を取れない日もあると予想されるので、引継ぎを実施する日程等については、現任指導員の意見も聞きながら進めていくこととなります。

(保護者)

引継ぎに関して、クラス担任とサブ担当の両者が一緒に引継ぎにあたるべき日数等の決まりはあるのですか。無いとすれば、サブ担当は全く参加せず、クラス担任だけが20日以上引継ぎをすれば、仕様書上の問題はないということになるのですか。

(吹田市)

仕様書の文言上では、ご指摘のとおりですが、先ほども申しましたように、一人の指導員が今の仕事を続けながら、2ヵ月弱の間に20日以上も新しい仕事の引継ぎに従事できるとは思えず、一定の日数はサブ担当も入らなければ、日数が足りなくなりますし、また、たとえ最低限の日数を満たしていたとしても、中身が伴っておらず、このままでは業務を任せられないと市として判断すれば、更に日数をかけるよう事業者に要請することになります。

(保護者)

「任せられない」と判断するにあたっての、何か一定の基準を設けているのですか。

また、引継ぎ業務の追加を要請したとして、それに事業者は応じてくれるのですか。

(吹田市)

業務の性質上、数値等で明確な基準を作るのは難しいと考えていますが、引継ぎ業務には市の担当者が頻繁に立ち会いますし、現任の指導員の意見も聞きながら、引継ぎが適切な水準で実施されているかを点検します。

引継ぎ業務の追加に関しては、新任のクラス担任のスケジュールもあり、事業者として100%は答えられないかもしれませんが、市として必要な要請は行っていきます。

(保護者)

事業者選定から委託開始までのスケジュールを見ると、12月中旬頃には事業者が決定するのだと思いますが、契約開始予定日が4月からでなく、平成31年2月1日となっていることの主旨を教えてください。

(吹田市)

ここまでご質問をいただいている引継ぎ業務を含めての運営業務委託という位置付けです。

(保護者)

そうだとすれば、引継ぎ業務は事業者のサービスではなく、契約上の義務であり、委託料の支払い対象になるということですね。

(吹田市)

ご指摘のとおりです。

(保護者)

育成室の人員配置について、2クラス運営の東育成室に対しては、クラスごとに2人の指導員を配置し、うち1名には2年以上の保育の実務経験が必要となるよう仕様書が変更されたと理解していますが、先ほどから質問にあがっている引継ぎ業務の「20日以上」

という数字は、クラスに配置される2名ともがそれぞれ満たさないといけないのですか。

(吹田市)

2名とも満たすことは求めています。クラスごとに2人の延べ日数が20日以上必要としています。

(保護者)

契約期間が2月1日からということであれば、受託事業者はその時点で東育成室に専任の指導員を配置しているということですか。それとも、その時点では未だメインの業務が他にあり、東育成室の仕事はサブの扱いになるのですか。

(吹田市)

東育成室に配置される予定の指導員それぞれの事情によるところが大きいと思われま

す。元々その事業者には雇用されている人であれば、それまでの自分の業務の引継ぎを行いつつ、新たな東育成室の業務にシフトしていくことについて、ある程度スムーズにスケジュール調整等ができるかもしれませんが、例えば、3月末までは他の事業所に勤め、4月1日から受託事業者には雇用される予定の人であれば、引継ぎ業務に従事するため仕事を休む等しなければならず、20日の要件を満たすのは難しいのではないかと思います。

(保護者)

受託事業者には、クラス担任が引継ぎに従事すべき日数を20日のうちの何日くらいと伝えるのですか。

(吹田市)

半数以上は従事しなければならないと決められています。

(保護者)

本日配付資料の「4 ペナルティについて」に関してお聞きします。

契約解除条項については、現在の契約書にも記載はありますが、実際に適用するには、ハードルが高いのではと思っています。契約解除に至る基準については、前もって市と事業者との間で定めておかなければ、適用は難しいと思いますが、市の考えを教えてください。

(吹田市)

何パーセントまでできていればOKというように、数字等で明確に線引きをすることは難しいと考えています。

(保護者)

保護者アンケートの結果等を判断の指標とすることは検討していますか。

(吹田市)

アンケート等での保護者の意見については、契約に関する市の方向性を決める上で、一定の指標にはなり得ると考えています。明らかに違法である場合は別として、事業者が仕様書のある部分を満たしていないとしても、その他の部分で概ね保護者から支持されていれば、契約解除に傾くことはありませんが、仕様書上の問題があり、かつ保護者からも不評ということであれば、解除も視野に入れていくことになると思います。ただ、保護者の支持が得られていないからといって、仕様書に照らして特に運営上の問題が見当たらないと判断される場合は、契約解除に向かうことはありません。あくまで、ルールを守っていないことが判断の基礎となります。

(保護者)

それは理解していますが、その「守っていない」の基準を予め事業者と市との間できちんと定めておかないと、いざ問題が発生して契約解除を検討することになっても、実際に解除することは非常に難しいのではないのでしょうか。必要な人員配置が出来ていない等、外形上明らかな違反であればいいのですが、子どもの保育という業務の性質上、水準以上の保育の質が保たれているかという視点も不可欠で、その判断にあたって、保護者の意見が指標の一つになり得ると思いますが、そういったことは検討してもらえないのでし

うか。

(吹田市)

予め基準を定めておかないと、仮に契約解除に関して法廷での争いになった場合、市が負けてしまう恐れがあるというご指摘は、そのとおりかもしれませんが、契約書上でそこまで定めることは非常に難しいと思います。

(保護者)

事業者にとって、自治体との契約を途中解除されるということは、その自治体との関係のみにとどまらず、他の自治体における入札参加資格等も失うことを意味し、被るダメージは非常に大きいはずで、だからこそ、事前に基準のすり合わせをしておかなければ、まず解除などは不可能だと思います。それについて市として検討はしないのか、ということをお尋ねしているのです。

(吹田市)

なかなかすぐにお答えすることはできませんが、市の法規担当の意見も聞きながら可能かどうか検討いたします。

(保護者)

前回の説明会では、この業務を受託できる法人に関して、株式会社だから、NPO法人だからという理由だけで良い保育ができないとは言えないとの回答でしたが、やはりどの法人からの応募でも同じ条件で審査することになるのですか。

(吹田市)

株式会社、NPO法人、社会福祉法人と、それぞれの法人ごとに良い点・悪い点はあるかと思います。今回の募集にあたっては、どの法人を落とすためというのではなく、質の低い事業者が受託できないように、採点基準を厳しく変更したものと考えています。

(保護者)

前回にもお聞きしましたが、プレゼン・審査の時点で事業者が示した人員配置が守られるのかを、どう担保するのがはっきり分かりません。契約解除条項の適用ということかもしれませんが、その基準が定められないということであれば、人員配置等の外形的条件をクリアして委託が開始されたとして、保護者としてはどうしても、現在の指導員がとてもよくしてくれているからということもありますが、市役所の人たちから見れば許容範囲内であっても、保育の質が低下したと不満を感じる部分が出てくると思います。その部分をどうフォローしていくのか、検討をしていただきたい。

最後に、繰り返しになりますが、契約解除の基準策定について検討してほしいと思います。

(吹田市)

ご意見ありがとうございました。

(保護者)

今回、保育にあたる指導員の資格要件に「2年以上」の保育の実務経験が明記されたと思いますが、「2年」の根拠を教えてください。

(吹田市)

放課後児童支援員の資格取得に必要な経験年数が「2年以上」ですので、それに合わせるかたちといたしました。ただ、全員2年あれば十分と考えているわけではなく、例えば、主任指導員にはより経験が長い指導員が配置されることが想定されます。

(保護者)

しかし、主任に2年よりも経験が長い指導員を配置すべきという規定はありません。そうすると、主任の経験が2年、それ以外の指導員はすべて1年目、というケースもあり得るのですか。

(吹田市)

1クラスにつき最低1名には、2年以上の経験が必要となります。

ただし、どの程度の経験がある指導員を配置するかは審査の採点に大きく関わってきます。

す。5年の経験がある指導員を配置する事業者と2年しか経験がない指導員を配置する事業者とでは、採点で差がつくこととなります。また、2人の有資格者の組み合わせ方や、補助員にも経験者を配置するなど、様々な部分で事業者ごとの差が表れてきますので、実際には、より熟練した指導員を配置できる事業者に受託していただけるものと考えています。

(保護者)

配置される指導員は、全員の有資格者なのですか。

(吹田市)

1クラスにつき最低1名は有資格者で、それ以外の補助員については資格要件はありません。これは、市直営の育成室でも同じです。

(保護者)

委託開始当初は、基準を満たす人員配置ができていたとしても、事業者内の異動等で途中から要件を満たさない指導員に代わることもあり得るのではないですか。人員配置の変更があった場合、市への届け出義務はあるのですか。

(吹田市)

年度当初に配置する指導員の届け出をしてもらうのはもちろん、年度途中に変更があった場合も、変更届の市への提出が必要になっています。

(保護者)

運營業務委託の実施については、吹田市がすべきことと事業者がすべきことが分けられていると思いますが、事業者がすべきことについて、適切に実施されているかどうかの確認といえますか、保育園等で実施されているような監査の仕組みはあるのですか。

(吹田市)

監査という名目ではありませんが、定期的に市の担当者またはスーパーバイザーが巡回を行っています。頻度は週に1回程度で、事前に約束のうでで赴くこともあります。およそ半分は、予告なしの訪問になっています。実際の保育の様子等は、この巡回のなかで確認できますし、配慮が必要な児童に関するレポートや日誌などの書類については、基本的に市へ提出を求めているものですので、必ずチェックに掛かります。

(保護者)

すべての応募事業者が、審査で基準点の65点を下回った場合はどうなるのですか。

(吹田市)

その場合、委託は実施されず、引き続き市が直接運営していくこととなります。

(保護者)

先ほど話にあがっていた日誌等の書類提出義務については、契約書上で規定されているのですか。

(吹田市)

規定されています。

(保護者)

複数の事業者から応募があった場合は、それらを比較しながら採点することができますが、応募事業者が1者のみだった場合、特に選定等委員会の保護者代表である特別委員にしてみると比較対象が無いことから、採点が難しくなると思います。これに対し、他の選定委員は、今回委託候補に挙がっている3育成室すべてで審査にあたるはずですので、東育成室以外に応募している事業者とも比較しながら採点していただけるものと考えていいのでしょうか。

(吹田市)

応募育成室は異なっても、同時に審査を行った他の事業者の情報は、自然と比較対象として採点に影響するものと思われれます。

(保護者)

応募事業者は事前に育成室の見学をすることが求められ、保護者が事業者を訪問するこ

とは応相談ということになっていますが、委託事業者の決定後、引継ぎ保育等の様子を保護者が見学することはできますか。

(吹田市)

あまり大勢で来られない限り、可能かと思えます。そもそも保護者の方が育成室の様子を見に来られるのはごく普通なこと、市として禁止できることでもありません。2月中旬から年度末にかけて20日以上引継ぎが必要ですので、事前に約束いただけなくても、この時期の都合のよい日に来ていただければ、ほぼ確実に引継ぎの様子を見ていただけると思えます。

(保護者)

先ほど質問に挙がっていた、1クラスあたり最低一人の指導員に必要な「2年以上」という実務経験について、追加でお尋ねします。私は障がい者福祉や高齢者福祉の分野で仕事をした経験がありますが、それらの分野でサービス管理責任者等になるためには、5年以上の実務経験が必要だったりします。保護者は学童が民間委託されるという事実ですでに不安を感じており、そのうえ指導員に経験が2年しかないとなれば、不安は更に大きくなってしまいます。せめて5年程度まで要件を厳しくすることはできないのですか。

(吹田市)

先ほどのご質問時にも申しましたとおり、2年で業務に完全に習熟できるとは考えておりませんし、保護者の方が不安に思われるのも、無理からぬことと存じます。しかしながら、必要な経験年数を具体的に明記することは今回が初めての試みで、このこと自体が大きな改善であると考えており、仕様書については既に選定等委員会の承認を経ていますので、年数要件の変更は困難です。審査の中でより経験の長い指導員を配置できる事業者が選定されるものと考えています。もし、今後更に別の育成室で委託を募集することがあれば、要件の変更も含め、改めて検討いたします。

(保護者)

選定等委員会特別委員(保護者代表)が審査書類を受け取る方法について、お尋ねします。昨年の選定においては、特別委員が直接市役所まで書類を取りに来られたと聞いていますが、仕事の都合もあり、負担が大きいと思えます。郵送等、他の方法は考えられないのですか。

(吹田市)

審査書類の重要性を鑑み、昨年までは市役所内で直接手渡しをしていましたが、ご指摘のとおり、特別委員の方の負担は大きいと考えており、今回からは応募事業者の確定後、各特別委員と個別に相談し、ご自宅にお持ちさせていただくことも含め、ご負担を軽減できる方法でお渡ししたいと考えています。

(保護者)

仕様書等の内容が変更される過程について教えてください。

本日提出された仕様書等は、第1回目の説明会で出された保護者の意見を反映して、内容に修正がなされたものなのですか。

(吹田市)

ご指摘のとおりです。

(保護者)

では、第1回目の説明会で提示された仕様書等は、前年のものをベースとして、特に何の修正も加えられず作成されたものなのですか。今年度から委託を実施している一部の育成室で、色々と運営上の問題が生じていると聞いています。そういった問題に対して、保護者から声を挙げなければ、市は改善に取り組んでくれないのですか。

(吹田市)

ご指摘の一部育成室では、年度当初より経験年数が十分なベテラン指導員が配置される予定でしたが、急な事情により、予定していた指導員を配置できないこととなり、経験が十分とは言えない指導員のみで運営にあたらざるを得なくなりました。市として

は、このことが問題の根本的原因と認識しています。第1回目の説明会で提示いたしました仕様書等は、この反省を踏まえ、配置する指導員には一定の経験が必要である旨を明記した内容に修正したものでした。

(保護者)

その一部育成室との委託契約は解除される可能性があるのですか。

(吹田市)

契約解除という事態に至らないよう、現在でこ入れを行っています。保護者の方々の不安を取り除けるよう、運営状況の改善を図っていきます。

(保護者)

各育成室には、引継ぎマニュアルがあるのですか。

(吹田市)

引継ぎマニュアルというまとまった冊子はありません。市として最低限引き継ぐ必要があると認識している内容を記載する書式は用意していますので、その書式に、現指導員が学級全体のことや児童一人ひとりのことを記載します。それ以外の個々の育成室ごとの特徴的な事項については、現指導員から新指導員へ、書面及び口頭による引継ぎを基本に、保育の現場に入って、配慮が必要な児童については特に重点的に、実践的な引継ぎも行っていきます。

(保護者)

先ほども話に挙がっていた、うまくいっていない一部の育成室について、具体的に何がうまくいっていないのか教えてください。

(吹田市)

発生している個々の問題そのものは、直営も含めた全36育成室すべてで起こりうることで、また現に起こっていることですが、発生している回数が他に比べて多いというのが実情です。一例を挙げますと、17時の集団下校の時間になっても、児童の参集がなかなか整わず、下校が遅れてしまうことが、6月以降何度か繰り返し起こりました。これは元をたどると、指導員の経験値が低いことによる指導力不足に起因していると、市としては考えています。児童がルールを守らなかった場合、児童を諭し、時には叱りながら、ルールを守るように導いていくことが、指導員の役割ですが、これがうまくできていないため、児童のルールを順守する気持ちが薄れ、それが他の児童にも伝播していき、ついには学級全体に広がってしまったのだと思われます。もちろん、4月・5月にも細かい点で保護者の方が不満に感じることはあったのだろうと推察しますが、

(保護者)

すると、問題の原因は、あくまで指導員の経験不足によるもので、引継ぎの不足ではないということですか。

(吹田市)

引継ぎでも、一部で不十分な点があったようです。具体的には、学級の年間行事に関する引継ぎが十分でなく、昨年と行事の様子が違っていることに、保護者の方が不満を訴えておられたと聞いています。

(保護者)

3月末までの引継ぎが不十分であった場合、4月以降も旧指導員に来てもらって、引継ぎを継続してもらうことは可能ですか。

(吹田市)

4月以降、現在の指導員は他の育成室に勤務地が変わっており、たびたび東育成室まで出張することは困難ですが、もし事業者から、どうしても教えてほしいことがあると要請があれば、可能な範囲で対応したいと考えています。

今年度から委託を開始したある育成室において、事業者からの相談を受けて、保育時間中は難しいので17時以降でしたが、旧指導員が元の育成室に赴き、特定の児童の保育上の悩みに対し助言を行った例があります。

(保護者)

事業者が適切に保育を行っているかどうか、市の担当者が定期的に点検を行う決まりはあるのですか。

(吹田市)

委託開始直後から春休み終了までは、ほぼ毎日、市の担当者又はスーパーバイザーが巡回しますし、春休み終了後も4月いっぱい高い頻度で巡回を続けます。5月以降も、最低週に1回は巡回を行うなど、安定した運営ができるよう、丁寧に必要な助言を行っていきます。

(保護者)

これまで毎年、保護者会主催で泊キャンプを行ってきました。キャンプの実施にあたっては、事前の会議からキャンプ当日の運営まで指導員がボランティアで協力してくれており、その協力なしにはキャンプの実施そのものが難しい状況です。委託になった場合、委託先の指導員に協力を依頼することはできるのですか。

(吹田市)

現時点でのお約束はいたしかねます。保護者会主催の行事への参加については、直営の指導員に対しても市の正式な業務とは認めていませんので、これに参加するよう事業者にお願ひすることはできません。参加・協力するかどうかは、事業者ごと個別の判断に委ねられます。今までの例で申しますと、そういった保護者会主催の行事に対し、積極的な参加を申し出た事業者もあった一方で、泊キャンプへは参加できないと言っている事業者もありました。具体的には委託決定後に保護者会と事業者との間で協議していただくことになるかと思ひます。

(保護者)

直営の指導員がボランティアで泊キャンプに参加している実態を、市として把握しているのであれば、ボランティアでなくなるように、何か方策を検討することはできないのですか。

(吹田市)

以前は市の事業として、宿泊キャンプというものが存在していましたが、学童保育事業とは就労等で平日の昼間に保護者による保育を受けられない家庭を支援する制度であるはずなのに、保護者が基本的には休みで家庭での保育ができるはずの休日に指導員が保育を行うことは過剰サービスであり、学童保育を使用していない家庭との均衡がとれていないとの指摘が市議会から提起され、中止されたという経緯があります。

(保護者)

市の事業として復活させるのは無理でも、せめて指導員の労働に対し何らかの手当をできるようにはできないのですか。

(吹田市)

泊キャンプが公務と認められなくなって、指導員にはキャンプに参加する必要がない旨、市として通達を行いました。現在の泊キャンプの形態は、前年まで実施していたことが急になくなって、児童が寂しい思いをすることを苦慮して、保護者会として立ち上げた事業と認識しています。指導員としても、前年までは業務として行っていた事業でもあり、児童のことを思って自発的に協力を申し出たのだと思ひますが、やはり中止に至った経過から、給与の支給対象とすることは困難です。

(吹田市)

本日は、遅い時間まで誠にありがとうございました。